

広島県告示第二百六十六号

平成二十三年広島県告示第四百六十六号（収納の事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「第三条第二項第五号、第六号、第九号及び第十号」を「第三条第二項第六号、第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号」に改める。